

年金

国民年金の届出・手続きを必ず行ってください

▼問合せ 加古川年金事務所 ☎079(427)4743
 保険年金グループ ☎079(435)2581

国民年金とは、日本国内に居住している20歳以上60歳未満の人すべてが加入する公的年金制度です。

届出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けられない場合もあります。また、不意の事故や病気で障害が残ったり、万一、亡くなられたときには、障害基礎年金や遺族基礎年金などが支給されなくなるおそれがあります。

次のような場合には、市区町村役場への届出が必要です。届出を必ず行っていただき、大切な年金の権利を守ってください。

20歳になったとき

20歳になり厚生年金や共済組合に加入していない人は、国民年金の第一号被保険者となります。

保険年金グループに「国民年金被保険者資格取得届」を提出してください。

会社を退職したとき

会社などに勤めていて、厚生年金や共済組合に加入している人は、国民年金第二号被保険者となります。

第二号被保険者の人が60歳になる前に、退職した場合は、国民年金の第一号被保険者へ変更となります。

保険年金グループに「国民年金被保険者資格取得届」を提出してください。

被扶養配偶者ではなくなったとき

厚生年金や共済組合に加入している人（第二号被保険者）の被扶養配偶者の人（20歳以上60歳未満の人に限り）は、国民年金第三号被保険者となります。

第三号被保険者の人が、扶養されなくなった場合（※）には、第三号被保険者でなくなり、第一号被保険者となります。

ます。

保険年金グループに「国民年金被保険者種別変更届」を提出してください。

※収入が130万円を超えたとき、離婚したとき、第二号被保険者の配偶者が退職されたとき、または老齢厚生年金などを受ける権利をもって配偶者が65歳になって第二号被保険者でなくなったときに手続きが必要です。

保険料免除制度などをご利用ください

平成30年度の国民年金の第一号被保険者の保険料は、月額1万6千340円です。

国民年金の保険料を納めることが経済的に困難なときは、免除制度や学生納付特例制度があります。加古川年金事務所または保険年金グループへ申請することにより、保険料の納付が免除や猶予され、保険料の未納を防止できる場合があります。

※加古川年金事務所
 で手続きをするには
 全てにおいて、次の
 ものが共通して必要
 です。

- ・本人の場合：本人確認書類（運転免許証など）、年金手帳などの基礎年金番号のわかるもの、マイナンバーカード（または通知カード）、印鑑（朱肉を使うもの）
 - ・本人以外が行く場合：委任状、行く人の本人確認書類（運転免許証など）、印鑑（朱肉を使うもの）
- 手続き内容に必要なものは異なりますので、予めご確認ください。

6月1日～7日は水道週間です

6月1日～7日、「水道水 安全 おいしい 金メダル」をスローガンに、水道週間が実施されます。

播磨町では大きな地震が起きても被害を最小限に抑えるため、浄水場施設の耐震化や水道管を耐震管に更新する工事を進めています。日常生活に欠かせない水道について、住民の皆さまにご理解と関心を深めていただくために、水道管の耐震化に関するパネルと模型の展示を行います。

- ▶期間 6月1日（金）～7日（木）8：30～21：30（最終日は正午まで）
- ▶場所 中央公民館 ロビー
- ▶問合せ 上下水道グループ 経営チーム ☎079(435)2379

ぜひお越しください。

Dr.すいどー

引用：日本水道協会PRパッケージ



合理的配慮の提供を支援する

助成制度ができました

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361

播磨町では、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、事業者などが求められる社会的障壁の除去における必要かつ合理的な配慮（※1）について、その提供に要する費用の全部または一部を助成します。

（※1）合理的配慮とは、障がいの有無に関わらず、誰もが平等に暮らせるように、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害や困難さを取り除くための、個別の調整や変更のことを言います。

▼対象

- ・町内において、飲食、物販、医療など不特定多数の者が利用し、障がいのある人の利用が見込まれる事業者
- ・自治会
- ・その他町長が特に必要と認める団体

▶対象経費・助成限度額

経費	内容	助成限度額
コミュニケーションツール作成費	筆談ボード、音声拡張器または音声コードを用いたパンフレットなどの作成に係る経費	5万円
物品購入費	折り畳み式スロープ、車椅子昇降機、視覚障害者用誘導用シート、緊急呼び出しボタン、多目的シート（ベッド）、ルーペ、杖ホルダー、滑り止めマットなどの購入に係る経費	10万円
工事施工費	簡易スロープや手すりの設置などのための工事の施工に係る経費	20万円

▶具体例

- ・車椅子利用者が、自力で移動できない場所に、スロープを設置する
- ・複雑な指示が難しい人に、指示を一つずつ分けて伝えたり、イラストを使って指示する
- ・目が不自由な人のために、音声読み上げソフトを用意しておく

広がれ 心のバリアフリー

～ユニバーサル社会を目指して～ 連載⑩

20歳男性

僕は、生まれつき筋肉が衰えていく筋ジストロフィーという病気を患っています。今は駅員に手伝ってもらい、電車を乗り継ぎ、大学に通っています。

小学4年生までは皆と一緒に走ったり歩いたりしていましたが、小学6年生からは車いすを使い始めました。最初は、車いすを使うことや病気があることに戸惑いがありましたが、小学校の先生方や同級生の支えと理解のおかげで、車いすで生活することにすぐ馴染めました。車いすを使い始めて、ちょっとした段差を不便に感じたり、目線が周りの人より低いことで、視野がほかの人と比べて狭く感じたりしました。

ちょうどその時に乗馬に出会いました。乗馬を通していろんな人との出会いもありました。また、高校生の時に僕はオーストラリアでホームステイをしました。車いすでの海外のホームステイに大きな不安を抱いていましたが、オーストラリアでは僕を他の皆と同じようにふつうに扱ってくれました。環境面では、バスに乗る時には自動でスロープが出てきて簡単に乗ることができたり、電車ではホームとの間に段差や隙間もなく、1人で車いすで自由に乗り降りすることができたりしました。周りの人も気さくに声をかけてくれ、必要な時には自然と手を貸してくれました。おかげで快適な生活ができました。

日本でも目に見える環境面が整備されているだけでなく、僕が電車を待っている時や街中で「お手伝いしましょうか」と声をかけてくれる人や、車いすが通れるように道をあけてくれる人がいて、日本でも世界でも僕のような障がいを持つ人が不便なく過ごせる世の中になりつつあることに、うれしく思います。

僕は周りの人のおかげで、障がいがあってもいろんなことにチャレンジすることができたと思います。僕は今まで多くの人々に助けてもらっています。将来は、社会貢献ができるような仕事に就きたいと思います。

第10回は、肢体障がいのある人に寄稿していただきました。

海外での貴重な経験や感じたことを発信することで、周囲の人々の気付きになるかもしれません。困っている人がいる場面で第一声を自分が発するのは勇気のいることですが、皆さんの思いやりのある行動が、寄稿者のように社会貢献をしたいという気持ちにつながっていきます。ともに暮らしやすいまちにしましょう。

▶問合せ 福祉グループ
 ☎079(435)2361
 Eメール
 fukusi@town.harima.lg.jp